

R5～「市民協働事業提案制度」の見直しにおける主な変更点(まとめ)

	項目	現状 内容	議論 内容	前回 議論を踏まえた事務局 (案) 内容	最終 議論を踏まえた事務局 (案) 内容
①	事業 (予算)	<p>提案・応募できる事業は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。 (実施要綱第4条)</p> <p>①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。 ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。 ③予算の見積り等が適正である事業であること。 ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。 ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。 ア 法令、条例等に違反するもの イ 営利を主たる目的とするもの ウ 公序良俗に反するもの エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの</p> <p><b>※ただし、提案・応募できる事業に係る市の予算は、50万円を上限とします。また、2年目以降の市の予算については、市の財政状況等によるため、必ずしも確保できるとは限りませんので、ご了承願います。</b></p> <p>⇒提案の限度はなし</p>	<p>●提案の限度を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に係る市の予算額は、50万円を上限</li> <li>・2年目以降の予算について、財政状況等によるため、必ずしも確保できるとは限らない</li> <li>・<u>予算を伴う提案が複数提出された場合、1つの提案を採択</u></li> <li>・<u>2年目以降の事業費は、50万円以上でも可能(※ただし、予算査定の通過が必要)</u></li> <li>・<u>団体での資金確保の方法を募集要領に記載</u>(例)予算がかからない方法を含め、一緒に考えましょう。など)</li> </ul>	<p>●提案の限度を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業として50万円</li> <li>・<u>制度期間(最大3年間)については、制度担当課にて予算確保に努める。</u></li> <li>・予算を伴う提案については、より優れた提案の1つを採用</li> <li>・団体での資金確保の方法を募集要領に記載(例)予算がかからない方法を含め、一緒に考えましょう。など)</li> <li>・“最大3年間”の継続を可能とする。</li> </ul>	<p>募集要領P.4</p> <p>A「市民自由提案部門」 委託費の場合 ⇒委託金額内での実施 補助金の場合 ⇒1事業当たり50万円(概算払) 複数の応募があった場合、審査の上、1事業を採択。 ※現時点において、予算措置の用途はあるものではない。 ※本事業の実施に当たっては、市議会による予算に関する議決が必要。</p> <p>B「市設定テーマ部門」 提示する委託金額での実施 「※現時点において、予算措置の用途はあるものではありません。委託金額(予定)を記載しているもので、その金額内で、協議を行いながら、より良いものを検討していきましょう。」と記載。</p>
②	団体の要件	<p>提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。(実施要綱第3条)</p> <p>①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体(事業者含む。)として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。 ②組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。 ③適切な会計処理が行われている団体であること。 ④原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていない団体(市から組織運営に関する補助金を交付されていない団体)であること。 ⑤地方自治法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づき兼業が禁止される者(本市職員や市議会議員等)が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。 ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 ⑦その他公序良俗に反する団体でないこと。</p>	<p>●団体の要件 ⇒ 対象の幅を広げる。 ⇒①を修正 / ②～⑦は現状のまま</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事務所又は活動場所を有する市民公益活動団体</li> <li>・<u>市内に事務所又は活動場所を有さない自主的に社会貢献活動を行う団体については、市内に事務所又は活動場所を有する市民公益活動団体との協働提案であれば可能</u> (※市民公益活動団体…特定非営利活動法人、ボランティアグループ、市民活動団体及び自治会等) ※「<u>阪南市のためになるもの</u>」を基本とする。 ※個人・企業(営利目的)は対象外。CSR(社会貢献活動)であれば可能 ※当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。</li> </ul> <p>【意見】 ・「団体(事業者含む。)として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。」は条件として置いておくか。</p>	<p>②～⑦は現状のまま</p> <p>①</p> <p>⇒市内の団体(事業者含む) 市外の団体(事業者含む) ※市外団体は市内団体とのグループを組んでの応募が必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>原則として5人以上で構成し、1年以上の実績活動があること</u>」は現状のまま</li> </ul>	<p>募集要領P.9</p> <p>②～⑦は現状のまま</p> <p>①</p> <p>⇒市内の団体(事業者含む) 市外の団体(事業者含む) ※市外団体は市内団体とのグループを組んでの応募が必須</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原則として5人以上で構成し、1年以上の実績活動があること」は現状のまま</li> </ul>

	項目	現状 内容	前回までの議論 内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案） 内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案） 内容
③	募集区分	<p>次のA、Bの事業提案を募集します。（実施要綱第5条）</p> <p>A「市民自由提案部門」 市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの</p> <p>B「市設定テーマ部門」 市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの</p>	<p>A「市民自由提案部門」 ⇒変更なし</p> <p>B「市設定テーマ部門」 ⇒既存事業の追加 ①新規事業（現状と同じ） ②既存事業（新しく追加）</p>	<p>●募集区分 ⇒ 既存事業も可能とし、幅を広げる。</p> <p>A「市民自由提案部門」⇒変更なし 市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの</p> <p>B「市設定テーマ部門」⇒既存事業の追加 市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの ①新規事業（現状と同じ） ②既存事業（新しく追加） <b>※掲載事業は、部推薦事業のみ</b></p>	<p>募集要領P.4</p> <p>●募集区分 ⇒ 既存事業も可能とし、幅を広げる。</p> <p>A「市民自由提案部門」⇒ 補助／委託 市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの</p> <p>B「市設定テーマ部門」⇒既存事業のみ 市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの 新規事業を除く。既存事業（新しく追加）のみ ※掲載事業は、部推薦事業のみ</p>
④	協働事業の 決定・実施 （支援の金額、支援団体の上限数・支援の期間等）	<p>（1）成案化に向けた協議に進める事業の決定 市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を阪南市民協働事業提案制度に基づく協働事業の（決定・非該当）通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。（実施要綱第11条）</p> <p>（2）成案化に向けた協議 成案化に向けた協議に進めると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。（実施要綱第12条）</p> <p>（3）成案化事業の確定 成案化に向けた協議を行った提案団体及び事業担当課において、協働により事業を行うことに合意した場合は、阪南市民協働事業提案制度に基づく成案化事業の確定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第13条）</p> <p>（4）成案化事業の実施 成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。（実施要綱第14条） なお、成案化事業は予算の範囲内（50万円上限）で、翌年度に行うこととなります。 また、市の財政状況等の要因により、予算の確保ができない場合は、提案された事業が実施できない場合もあります。（2年目以降の予算も同様とします。） 予算化措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。 成案化事業の実施途中で、成案化事業の成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら成案化事業を実施します。</p> <p>（5）成案化事業の成果報告・評価 事業の一定期間経過後、成案化事業の成果等を市民などに広く伝え、「協働によるまちづくり」を推進するため、市民を対象とした報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行った上で、報告会に参加して成果等の報告を行います。 報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。（実施要綱第15条） 市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度事業成果等については評価を行う必要があります。</p>	<p>・（5）成案化事業の成果報告・評価</p> <p>採択事業の期間の概念</p> <p>・最長「3年」とする。 ・事業実施年度末（1年目・2年目・最終3年目）に報告会に参加して成果等の報告を行っていただく。 ・「3年」を終了した場合は、また1から提案いただき、審査をいただく。 ※ただし、その場合は、全く同じ提案は不可とする。 ※申請書のレベルや審査基準を要検討。</p>	<p>●&lt;採択事業の期間の概念&gt;</p> <p>・（5）成案化事業の成果報告・評価</p> <p>「市民協働事業提案制度」の期間の概念なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「市民協働事業提案制度」の期間の概念あり</p> <p>・最長「3年」 ※市設定テーマ（既存事業）は、複数年契約可能 ・事業実施年度末（1年目・2年目・最終3年目）に報告会に参加して成果等の報告を行っていただく。 ⇒毎年事業を振り返り、反省点を次年度に活かす。 ・「3年」を終了した場合は「市民協働・共創事業提案制度」からは外れ、再度1からの提案いただき、審査の経て採択を決定。ただし、その場合は、+αとなるものが必要で、初回応募時と全く同じ提案は不可。 ※申請書のレベルや審査基準については、検討中。</p>	<p>●&lt;採択事業の期間の概念&gt;</p> <p>・（5）成案化事業の成果報告・評価</p> <p>「市民協働事業提案制度」の期間の概念なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「市民協働事業提案制度」の期間の概念あり</p> <p>・最長「3年」 ※市設定テーマ（既存事業）は、複数年契約可能 ・事業実施年度末（1年目・2年目・最終3年目）に報告会に参加して成果等の報告を行っていただく。 ⇒毎年事業を振り返り、反省点を次年度に活かす。 ・「3年」を終了した場合は「市民協働・共創事業提案制度」からは外れ、再度1からの提案いただき、審査の経て採択を決定。ただし、その場合は、+αとなるものが必要で、初回応募時と全く同じ提案は不可 ※申請書のレベルや審査基準については、検討中</p>

	項目	現状内容	前回までの議論内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案）内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案）内容										
⑤	事業の 休止・ 取り下げ	事業の休止・取り下げの概念を設けていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止届の作成／取り下げの様式</li> <li>・事業の休止・取り下げに關しての項目を追記。</li> </ul> <b>【報告会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目の報告会ができない場合は、翌年度に必ず報告会を行うこととする。2年連続で報告会が実施できない場合は、事業を取り下げとする。</li> </ul> <b>【事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施が困難な場合は、事業担当課と協議の上、取り下げすることができる。</li> </ul>	前回までの議論から変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止届の作成／取り下げの様式</li> <li>・事業の休止・取り下げに關しての項目を追記。</li> </ul> <b>【報告会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目の報告会ができない場合は、翌年度に必ず報告会を行うこととする。2年連続で報告会が実施できない場合は、事業を取り下げとする。</li> </ul> <b>【事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施が困難な場合は、事業担当課と協議の上、取り下げすることができる。</li> </ul>										
⑥	審査 (公開プレゼンテーションのあり方選考ポイント等)	<p>1) 書類審査 提出書類を受付した後、阪南市市民協働推進委員会提案審査部会（以下、「審査部会」という。）にて事業概要など書類審査を行い、内容に不明点がある場合は、提案団体、事業担当課に意見徴収等を行います。 書類審査を通過すれば、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（以下、「公開プレゼンテーション」という。）に参加できます。その旨は、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により提案者に通知します。</p> <p>2) 公開プレゼンテーション 協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため公開プレゼンテーションを実施します。公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課がそれぞれ3人以内出席し、協働事業について説明やPRを行います。また、審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。 提案団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合は、協働事業は不採択とします。（実施要綱第8条）</p> <p>3) 選定基準</p> <table border="1" data-bbox="332 1213 771 1512"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>選定のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 有効性・社会性</td> <td>①課題の的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれらるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。 ④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。</td> </tr> <tr> <td>2. 協働性</td> <td>⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「課題と課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。</td> </tr> <tr> <td>3. 実現性</td> <td>⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は現状の状況内内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。</td> </tr> <tr> <td>4. 予算の妥当性</td> <td>⑪実現可能で、継続性を考慮した予算編成であるか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 選定協議 公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業について、審査基準等により成案化に向けた協議に進めるか否か等の協議を審査部会で行い、成案化に向けた協議を進める事業の選定結果等について市長に提言を行います。（実施要綱第10条）</p>	選定項目	選定のポイント	1. 有効性・社会性	①課題の的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれらるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。 ④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。	2. 協働性	⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「課題と課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。	3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は現状の状況内内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。	4. 予算の妥当性	⑪実現可能で、継続性を考慮した予算編成であるか。	<p>●&lt;審査の段階 / 公開プレゼンテーション審査の段階&gt;</p> <p>『(1)書類審査→(2)公開プレゼンテーション→(3)選定基準』の2段階審査</p> <p>審査部会の審査結果を市に報告⇒市より提案者に結果通知 ⇒成案化に向けた協議⇒(予算確定)⇒成案化事業の決定・実施</p> <p>↓</p> <p>事務局で書類を受付し、書類の不備がなければ、公開プレゼンテーション審査に進んでいただく。⇒書類審査を除く</p> <p>↓</p> <p>●&lt;公開プレゼンテーション（時間や内容の制限）&gt;</p> <p>約35分 提案団体：15分以内で事業の説明PR 関係課：8分以内で説明 審査部会からの質疑応答:12分</p> <p>↓</p> <p>約35分 提案団体：10分以内で事業の説明PR 関係課：10分以内で説明 審査部会からの質疑応答:15分</p> <p>⇒基本は従来どおりで、時間のみ修正。</p>	前回までの議論から変更なし	<p>●&lt;審査の段階/公開プレゼンテーション審査の段階&gt;</p> <p>『(1)書類審査→(2)公開プレゼンテーション→(3)選定基準』の2段階審査</p> <p>審査部会の審査結果を市に報告⇒市より提案者に結果通知 ⇒成案化に向けた協議⇒(予算確定)⇒成案化事業の決定・実施</p> <p>↓</p> <p>事務局で書類を受付し、書類の不備がなければ、公開プレゼンテーション審査に進んでいただく。⇒書類審査を除く</p> <p>↓</p> <p>●&lt;公開プレゼンテーション（時間や内容の制限）&gt;</p> <p>約35分 提案団体：15分以内で事業の説明PR 関係課：8分以内で説明 審査部会からの質疑応答:12分</p> <p>↓</p> <p>約35分 提案団体：10分以内で事業の説明PR 関係課：10分以内で説明 審査部会からの質疑応答:15分</p> <p>⇒基本は従来どおりで、時間のみ修正。</p>
選定項目	選定のポイント														
1. 有効性・社会性	①課題の的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれらるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。 ④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。														
2. 協働性	⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「課題と課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。														
3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は現状の状況内内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。														
4. 予算の妥当性	⑪実現可能で、継続性を考慮した予算編成であるか。														

	項目	現状 内容	前回までの議論 内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案） 内容	前回までの議論を踏まえた事務局（案） 内容
⑦	周知方法	<p>・市ウェブサイト、Facebook、はんなんTV、チラシ配架、活動センターのTwitter等で周知を行っている。</p>	<p>・提出された種シートを公表し、一緒に事業を行ってくれる人を募集するなど、更なる種シートの周知、活用を行う（活動センター・市）</p> <p>・協働事業提案制度の周知だけでなく、実際に事業を実施している団体から協働事業の成果を聞き、様々な媒体を活用し、発信していくことで更なる事業提案数の確保に努める。（市ウェブサイト・広報誌・SNSなど）</p> <p>【意見】</p> <p>・広報の協力を仰ぐための簡易な広報ツールの作成と周知が必要。</p>	<p>●&lt;周知方法&gt;</p> <p>より幅広い方に制度のことを知っていただくため、</p> <p>・提出された種シートを公表し、一緒に事業を行ってくれる人を募集するなど、更なる種シートの周知、活用を行う（活動センター・市）</p> <p>・協働事業提案制度の周知だけでなく、実際に事業を実施している団体から協働事業の成果を聞き、様々な媒体を活用し、発信していくことで更なる事業提案数の確保に努める。（市ウェブサイト・広報誌・SNSなど）</p> <p>・広報の協力を仰ぐための簡易な広報ツール（チラシ）を作成し、幅広く周知する。</p>	<p>●&lt;周知方法&gt;</p> <p>より幅広い方に制度のことを知っていただくため、</p> <p>・提出された種シートを公表し、一緒に事業を行ってくれる人を募集するなど、更なる種シートの周知、活用を行う（活動センター・市）</p> <p>・協働事業・共創提案制度の周知だけでなく、実際に事業を実施している団体から協働事業の成果を聞き、様々な媒体を活用し、発信していくことで更なる事業提案数の確保に努める。（市ウェブサイト・広報誌・SNSなど）</p> <p>・広報の協力を仰ぐための簡易な広報ツール（チラシ）を作成し、幅広く周知する。</p>
⑧	報告会	<p>・時間や内容の制限について 約25分～30分 事業実施団体と関係課：15分以内で協働事業の成果報告（事業の説明PR） 審査部会からの質疑応答：10分以内</p>	<p>R 3年度より実施済</p> <p>・時間や内容の制限について 約40分 事業実施団体：10分以内で協働事業の成果報告（事業の説明PR） 関係課：10分以内で説明 審査部会からの質疑応答：15分以内 傍聴者からの質疑応答：5分以内</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <p>・報告に関するものみの質問。 ・1人につき1～2つ程度の簡潔な質問。</p>	<p>前回までの議論から変更なし</p>	<p>R 3年度より実施済</p> <p>・時間や内容の制限について 約40分 事業実施団体：10分以内で協働事業の成果報告（事業の説明PR） 関係課：10分以内で説明 審査部会からの質疑応答：15分以内 傍聴者からの質疑応答：5分以内</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <p>・報告に関するものみの質問。 ・1人につき1～2つ程度の簡潔な質問。</p>